

(会派用頭紙)

(個人用)

## 行政視察等報告書（個人用）

令和4年 3月 29日

知立市議会議長 様

報 告 者	神谷 定雄
日 時	令和4年3月29日
視察（研修）場所	東京都（衆議院議員会館・参議院議員会館）
目 的	国の施策等に対する要望書
<b>【概 要】</b>	
酒井参議院議員要望活動	
石井衆議院議員要望活動	

## 国の施策等に対する要望書

シルバー人材センター会員への負担軽減及びシルバー人材センターの自立  
的かつ安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式(インボイス方式)  
導入にかかる適切な措置を求める要望書

我が国の高齢化率は、先進諸国と比較し最も高い水準となっており、内閣府の令和3年版高齢社会白書によると、高齢化率は上昇を続けており、令和2年10月1日現在において28.8%に達しており、知立市においても令和4年3月1日現在においても20.4%に達している。シルバー人材センター(以下、センター)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体として、知立市はもとより国民の日常生活に密着した就労機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進するほか、高齢者の生きがいの充実や健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化などに貢献している。センター会員(以下、会員)は、個人事業主として業務を請け負っており、業務の対価として受け取っている配分金には内税として消費税が含まれている。現在の税制においては、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されているため、センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いて納付している。しかし、令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式(インボイス制度)により、センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員が適格請求書発行事業者として登録の必要が生じると共に、消費税の申告事務が生じるなど、会員への負担が大きくなることが懸念されている。一方、会員が適格請求書発行事業者として登録しなかった場合には、センターは仕入税額控除を受けることができず、税負担が増大することとなる。現在、会員が得ている配分金は、全国月平均3万円から5万円程度と少額であり、生きがい就労の対価というべき水準にある。このような会員のわずかな収入に対して形式的に事業者であることをもって一律に消費税を課するというのは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいの阻害要因となるとともに、センター事業者については、税負担増大等など財務的影響が極めて大きくなることが予測される。よって、国においては、会員への負担軽減及びセンターの自立的かつ安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式(インボイス方式)導入にかかる適切な措置について、下記のとおり強く要望する。

記

以上  
シルバー人材センター会員が、シルバー人材センターより請け負う業務 に対する対価については、適格請求書等の交付義務免除対象とすること

#### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を 求める要望書

新型コロナウイルス感染症拡大を経験し、相当数の議員が自宅待機等を余儀なくされる場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されているが、地方自治法第 113 条及び第 116 条第 1 項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上困難とされている。このような状況下にあっても可能な限り議会の機能を保持するため、新型コロナウイルス感染症対策を検討する知立市議会災害対策会議をオンライン 会議の手法を用いて実施し、議会の権能と責務を果たしている。また、総務省が令和 2 年 4 月 30 日付総行行第 117 号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を示したことを受け、知立市議会ではオンラインでの開催を可能にする委員会条例を改正し、非常時でも権能を止めない体制の整備をしている。一方で、本会議でのオンライン化が実現できなければ議会運営上の利点は 限られ、議会の意思形成過程である委員会審査において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定する現行の法律では合理性 に欠けると思われる。しかし、令和 4 年 3 月 3 日の衆議院憲法審査会において「オンライン国会 審議」について協議され、憲法 56 条第 1 項が定める「出席」の解釈について「緊急時等には例外的にオンライン出席も含まれる」との報告書を提出している。よって、国においては、議場に参集できないような非常時や、その他必要 と認められる場合においては、地方議会の判断で、本会議運営をオンライン 会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、下記の趣旨で地方自治法を改正することを要望する。

#### 記

地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集又は議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所又は出席 場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること

個人番号カードの普及促進と財政支援に関する要望書

個人番号および法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資するとしている。本市では現在、個人番号カードの普及促進を図るために、住民票等のコンビニ交付に取り組んでいます。また、他の自治体においても、創意工夫のもと様々な取組みを進めているところである。一方で、国はマイナポイント事業において、健康保険証の利用登録、公金受取口座の登録の導入、また、転入転出ワンストップサービス、運転免許証との一体化を実現するとされている。記

1 個人番号カードの普及促進のために、住民や関係機関等の混乱を招かないように、利便性を実感できるような制度設計を実施するとともに、効果的な周知を行い遅滞なく進めるよう要望する

2 国が自治体に対応を求めるシステム改修に係る費用は全て国庫負担とするとともに、自治体が独自で実施するものについても財政措置を講ずるよう要望する

#### 【まとめ】

会派の国政要望活動を行いました。

酒井庸行参議院議員、石井拓衆議院議員には、本会議や委員会の合間のお時間を割いていただきました。

今回の要望活動は、次の3点に絞って行いました。

- ① シルバー人材センター会員への負担軽減及びシルバー人材センターの自立かつ安定的な事業運営のために適格請求書等保存方式(インボイス方式)導入にかかる適切な措置を求める要望書
- ② オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める要望書
- ③ 個人番号カードの普及促進と財政支援に関する要望書

両議員には、要望内容を説明し要望書を提出させていただきました。この間、真剣に声を聴いて、質問に対しても真剣に対応して頂きありがとうございました。

※報告書は視察(研修)場所ごとに作成してください。

報告書は視察(研修)終了後1週間以内に提出してください。